

## 「時間外受診の際の初診時選定療養費について」

当院は、地域医療支援病院として時間外の救急外来診療については、原則として救急車来院、他院紹介など中等症～重症患者様の二次救急受入れを積極的に行っております。

しかしながら、時間外に受診される患者様の中には緊急性の低い方も少なからずおられ、他の救急患者様の受入れに少なからず影響が出ております。

このため、平成29年11月1日から、時間外受診の際にも初診の患者様について紹介状をお持ちでない場合は『初診時選定療養費』をご負担いただくこととなりました。

『初診時選定療養費』とは、日常的な疾病の治療はまず地域の診療所などのかかりつけ医が担当し、より専門的な検査や入院治療を病院が担当するという医療機関の機能分担を推進するために厚生労働省が定めた制度です。

なお、小児輪番日の受診につきましても同様のご負担が発生いたします。

何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

### 初診時選定療養費

#### ○金額

2,500円(税別)

#### ○対象の方

他院の紹介状をお持ちでない方で、①か②に該当される場合

①当院を初めて受診される場合

②以前に受診したことはあるが、既に治癒した、もしくは患者様が任意に治療を中止された後に受診される場合

#### ○ご負担のない場合

①他の医療機関から紹介状をお持ちの方

②再診の方

③救急車で来院された方

④特定の疾病や傷病などで公費医療を受給されている方

2017.11.01

山陰労災病院 病院長